弊社に対する行政処分の公表

弊社本社営業所及び野口営業所は、中部運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、今後、法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

- 1 行政処分を受けた日
 - 令和5年3月28日(火)
- 2 対象営業所

あおい交通株式会社 本社営業所及び野口営業所

3 違反の内容及び警告の内容

【違反の内容】

本社営業所

- (1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
- (2) 運行に関する状況把握のための体制が不適切であった。
- (3) 点呼の記録を改ざんしていた。
- (4) 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
- (5) 業務の適確な実行及び運行管理規定の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

野口営業所

- (1) 正当な事由がなく、運送の引受けを拒絶した。
- (2) 自動車事故報告規則に該当する事故を報告していなかった。

【警告の内容】

本社営業所

- (1) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
- (2) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
- (3) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項が不適切であった。

4 処分の内容

本社営業所 事業用自動車の停止 110 日間 (2 両×36 日、1 両×38 日)

野口営業所 事業用自動車の停止 40 日間 (2 両×20 日間)